



2019年
10月18日号

情報銀行に関する認定指針の見直し (「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」の公表)

執筆者: 松村 英寿

パーソナルデータの円滑な流通・利活用を実現するための仕組みとして、近時、情報銀行が注目されています。情報銀行に関しては、総務省・経済産業省が設置した「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」(以下「認定指針検討会」といいます。))が、2018年6月に「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」(以下「旧指針」といいます。))を公表し、これを受けて、一般社団法人日本IT団体連盟が、同年12月から認定団体として情報銀行の認定申請の受付を開始しました。その後、2019年6月に情報銀行の認定第1号(P認定)が誕生する一方で、認定指針検討会における同指針の見直しについての検討は継続されており、同年10月8日に、情報銀行及び指針に基づく認定の考え方を整理した「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 とりまとめ」(以下「検討会とりまとめ」といいます。))とともに、「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」(以下「指針改訂版」といいます。))が公表されました¹。

本稿では、かかる検討会とりまとめ及び指針改訂版のポイントについて概説します。

1. 情報銀行に関する基本的な考え方

旧指針において、「情報銀行(情報利用信用銀行)とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者(他の事業者)に提供する事業」と定義されていました。これに関して、認定指針検討会において、情報銀行は「実効的な本人関与(コントロールビリティ)を高めて、パーソナルデータの流通・活用を促進するという目的の下、本人が、信頼できる主体に個人情報の第三者提供を委任するというもの」として、基本的な考え方を整理しています。また、その機能として、①個人からの委任を受けて、当該個人に関する個人情報を含むデータを管理するとともに、当該データを第三者(データを利活用する事業者)に

¹ <https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191008003/20191008003.html>

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

提供することであり、個人は直接的又は間接的な便益を受け取ること、②本人の同意は、使いやすいユーザーインターフェイスを用いて、情報銀行から提案された第三者提供の可否を個別に判断する又は情報銀行から事前に示された第三者提供の条件を個別に/包括的に選択する方法により行うこととされており、これらの考え方や機能等が指針改訂版にも追記されています。(検討会とりまとめ 7 頁、指針改訂版 3 頁)

このように、情報銀行は、消費者目線の対応として、個人のコントロールビリティを高めることを基本として、個人にとって信頼できる存在であることが期待されています。それに加えて、何らかの対価が提供されることが前提となっており、個人が自らの情報を提供するインセンティブを確保する仕組みということも、改めて強調されています。

かかる対価については、基本的には情報銀行において自由に設定されるものの、各情報銀行において責任をもって、一定の考えのもとに対価設定を行うべき(例えば、フリークエントユーザーを優遇することや、キャンペーンによる時期によって対価を変えるなど、条件の変化に応じた対応の差別化はあり得るものの、合理的な理由付けができる範囲において行われるべき)とされています。(検討会とりまとめ 17 頁)

2. 認定対象とする個人情報の範囲

旧指針では、「要配慮個人情報」「クレジットカード番号」「銀行口座番号」に関する個人情報は認定対象外としていましたが、クレジットカード番号及び銀行口座番号については、情報銀行を利用する個人と情報銀行が個人情報を提供する第三者(提供先第三者)との間で費用や対価の支払が発生する場合に、第三者提供を行うニーズがあることから、指針改訂版では認定対象に加えられています。これに対して、要配慮個人情報については、賛否両論の様々な意見が寄せられたことから、継続検討(認定対象外のまま)とされています。(検討会とりまとめ 15 頁、指針改訂版 1 頁、4 頁、20 頁)

また、情報銀行が個人情報を統計情報や匿名加工情報に加工した場合には、加工して提供する旨及びこれによる個人の便益について、個人に対して明らかにすることが必要とされています。(検討会とりまとめ 10 頁、指針改訂版 4 頁)

3. 提供先第三者の選定

旧指針における提供先第三者の選定の基準として、提供先第三者にも情報銀行と同様に、認定基準に準じた扱い(セキュリティ基準、ガバナンス体制、事業内容等)を求めることとされており、プライバシーマーク(P マーク)や ISMS 認証を取得していない場合には提供先第三者になることができず、情報銀行によるデータの円滑な流通が非常に狭い範囲に限られてしまうのではないかと懸念がありました。そのため、指針改訂版では、この「認定基準に準じた扱い」について補足説明がなされています。すなわち、P マーク又は ISMS 認証を取得していない第三者であっても、情報銀行が以下のいずれかの対策を講じた上で、情報セキュリティ・プライバシーに関する具体的基準を遵守していると認められる場合には、「認定基準に準じた扱い」であるとして、提供先第三者として選定できることが明確化されました。(検討会とりまとめ 13 頁、指針改訂版 7 頁)

- ① 情報は情報銀行が管理し、提供先第三者は決められた方法で、必要な情報の閲覧のみができることとする
- ② 提供先第三者において特定の個人を識別できないよう、個人情報の暗号化処理又は個人情報の一部の置換え等の処理を行い、復元に必要な情報を除いた形で提供先第三者に提供する
- ③ 情報銀行の監督下で、提供先第三者から P マーク又は ISMS 認証を取得している者に個人情報の取扱いを全て委託させる

4. 提供先第三者からの「再提供」禁止に関する考え方

旧指針においては、情報銀行が提供先第三者に対して個人情報の再提供を禁止することとされていましたが、指針改訂版では、以下に列挙する場合については「再提供」にあたらないと整理しています。(検討会とりまとめ 23 頁-26 頁、指針改訂版 14 頁)

- ① 提供先第三者において個人情報ではないデータに加工して第三者に提供する場合(但し、加工して利用することについて、予め利用目的として本人に示すことが必要)
- ② 提供先第三者において個人情報の取扱いを委託する場合
- ③ 提供先第三者において共同利用する場合(但し、共同利用する事業者の範囲について、個人に提示することが必要。また、情報銀行が共同利用を行う全ての事業者と契約することが必要)

これは、個人情報保護法上の取扱いに合わせた上で、個人のコントロールビリティを確保し、かつ、情報銀行の監督が及ぶ範囲を確保するという観点から整理されたものです。

上記に加えて、情報銀行と提供先第三者との間の契約で以下の条件が定められる場合には、例外的に提供先第三者による再提供が認められることとしています。

- (a) 提供先第三者は、再提供先への提供について、再提供先の業種や事業分類(又は個社名)と、その利用目的、提供する個人情報の項目、再提供先に対する個人情報の開示等の請求等の窓口を情報銀行に報告すること
- (b) 個人と提供先第三者との間に契約が締結され、再提供先への第三者提供については、個人情報保護法第 23 条第 1 項に基づき、提供先第三者が個人から同意を取得すること
- (c) 再提供先からの更なる第三者提供は認められないこと

なお、この場合でも、再提供の必要性、すなわち、個人が提供先第三者及び再提供先のサービスを利用すること、及び、提供先第三者において情報銀行から受け取った個人情報について付加や加工をすることにより再提供先のサービスが可能・有効となるものであること(例:金融分野のアグリゲーションサービス等)が前提とされます。

5. 複数者が共同で情報銀行事業を行う場合の認定

旧指針では、情報銀行は単独の事業者が運営することを前提としていた一方で、事業単位での認定は認められていました。この点に関して、総務省の実証事業において複数の事業者が共同で情報銀行を運営する例もあったことから、指針改訂版では、複数の法人等が共同して行う事業を事業単位で認定する場合には、認定要件を充足するための役割分担を明確にするとともに、個人に対しては各法人等が連帯して責任を負うことを要求しています。(検討会とりまとめ 12 頁、指針改訂版 1 頁)

6. 未成年者等の制限行為能力者が情報銀行を利用する場合

情報銀行は、個人から委任を受けて個人情報を第三者提供することが前提とされており、個人としては、①委任契約の締結と、②個人情報保護法の第三者提供の同意という 2 つの行為を行うことが求められます。通常は、①②を行う主体は同一の主体が想定されますが、未成年者等の場合には、それぞれの行為を適切な者が行う必要があるということが明確化されています。すなわち、①は法定代理人の同意を取得して又は法定代理人が本人に代わって契約を締結する必要がありますが、②については、未成年者であっても、個人情報保護法上、本人が判断できる能力を有していると認められる場合があります(対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって個別具体的に判断される必要がありますが、一般的には 12 歳から 15 歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられるとされています²)。(検討会とりまとめ 9 頁、指針改訂版 19 頁)

² 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関する Q&A」Q1-58。

7. 「信用スコア」の取扱い

近時、AI を活用して個人の信用スコアを算定するスコアリングビジネスに参入する事業者が増えてきています。情報銀行を通じて信用スコアが流通することによって利便性が向上することが期待される一方で、その利用方法如何によっては、スコアに迎合する者が増えて社会の多様性が失われたり、人間の差別や選別に繋がりがかねない危険もはらんでいます。そのため、情報銀行において信用スコアを取扱う場合の留意点として、以下の事項が挙げられています。(検討会とりまとめ 27 頁-28 頁)

信用スコアを取り扱う場合のパターン	【パターン 1】 個人が既に保有している信用スコアを情報銀行に対して提供し、情報銀行が当該信用スコアを第三者に提供する場合 【パターン 2】 個人が信用スコア算出の元となるデータを情報銀行に提供し、情報銀行が当該元データを第三者に提供する場合 【パターン 3】 個人が信用スコア算出の元となるデータを情報銀行に提供し、情報銀行が信用スコアを算出して第三者に提供する場合
①同意取得	(パターン 1 及び 3)情報銀行は、個人に対し、信用スコアが提供先においてどのように利用されるのか及びそれによるリスクについて、明示的に説明すること。 (パターン 2 及び 3)情報銀行は、個人に対し、取得又は第三者提供される個人情報信用スコアの算定に利用されること及びそれによるリスクについて、明示的に説明すること。
②信用スコアの利活用	(パターン 1 及び 3)情報銀行は、「個人のためにデータを活用する」ことが原則となることから、提供することによって、個人にとって不利益となるおそれがある場合には提供しない、又は個人に対しリスクを示すなど、個人の利益を踏まえた利活用を行うこと。
③非提携企業による信用スコアの二次利用	(パターン 1 ³)情報銀行は、他者が作成したスコアを作成者又はスコアの対象となる個人から取得し、他の第三者に提供する場合で、作成者が二次利用に対し制限を設けている場合には、制限に反しない範囲で提供を行うこと。
④信用スコアの基礎データ	(パターン 2)情報銀行は、「個人のためにデータを活用する」ことが原則となることから、遺伝情報や、差別に繋がる過去の情報を信用スコアを算定する者に対し提供しないこと。 (パターン 3)情報銀行は、「個人のためにデータを活用する」ことが原則となることから、遺伝情報や、差別に繋がる過去の情報を基礎データとして用いないこと。
⑤説明責任・透明性	(パターン 3)情報銀行は、スコアに用いたデータ及びスコアの算出方法について、アカウントビリティを持つこと。
⑥人間の関与	(パターン 3)信用スコアを機械化された処理により数値化する場合において、人間の関与を本人が求めることを認めるという対応を行うかについても検討すること。

なお、信用スコアの算定は、いわゆるプロファイリングの一種であり、個人情報保護法・プライバシーとの関係でのプロファイリングに関する議論についても留意しておく必要があるでしょう。

8. プレーヤー間の連携

パーソナルデータの円滑な流通・利活用を実現するための仕組みとしての情報銀行の役割に鑑みると、他の情報銀行やデータ取引市場等の他のプレーヤーとの間の連携も期待されるところです。検討会とりまとめにおいては、情報銀行間のデータ移行に関するプラットフォームの検討や、データ形式・伝送方式の標準化についても国や認定団体において取り組むことが期待されるとし、また、データ取引市場との連携における参加者の審査の補完関係も期待されるとしています。(検討会とりまとめ 20 頁-22 頁)

なお、データ移行については、個人情報保護法やデジタル・プラットフォームに関する競争政策との関連でデータポータビリティ等の議論もなされています。

³ 検討会とりまとめではパターン 2 の留意点とされていますが、記載内容からするとパターン 1 についての留意点と思われる。

9. 認定団体における認定申請ガイドブックの見直し

検討会とりまとめに係るパブリックコメント⁴において、『情報銀行』認定申請ガイドブック ver1.0』等を公表して認定事業を運営している一般社団法人日本 IT 団体連盟は、その意見の中で、検討会とりまとめを踏まえて、2019 年秋頃を目処に同ガイドブックの見直しを行う旨を表明していますので、情報銀行の認定を受けることを検討している事業者は、かかるガイドブックの見直しの動向についても注視しておく必要があります。



まつむら ひでとし
松村 英寿

西村あさひ法律事務所 弁護士

h_matsumura@jurists.co.jp

2002 年弁護士登録。M&A、アライアンスをはじめとするコーポレート分野全般、AI・データの利活用や自動運転・MaaS 等の新たなモビリティサービスに関する案件、スタートアップ支援等、幅広い業務に従事。著書は、『データ取引の契約実務』(商事法務・2019)、『データの法律と契約』(商事法務・2019)、『AI の法律と論点』(商事法務・2018)等多数。

⁴ 「『情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会取りまとめ(案)』に対する意見募集に対して提出された意見と総務省及び経済産業省の考え方」No.4。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>